

報酬請求上の留意事項について

障害者支援施設・療養介護
宿泊型自立訓練・就労定着支援
日 中 活 動 サ ー ビ ス
(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

- I 加算等に関する届出書について
- II 加算等届出に関する注意事項について
- III 身体拘束廃止未実施減算について

I 加算等に関する届出書について

I 加算等に関する届出書について

1 加算・減算等に係る変更届出書

(1) 加算の新規取得等

加算の新規取得や加算区分を変更する（算定される単数が増える）場合、事前の変更届出書の提出が必要。

(例)

- ・常勤看護職員等配置加算（区分Ⅰ）を新規で取得する場合
- ・福祉専門職員配置等加算の区分をⅢからⅡへ変更（単位増）する場合
- ・就労継続支援A型の人員配置区分をⅡ型からⅠ型へ変更（単位増）する場合。

届出期限

- ・前月の15日までに保健福祉事務所福祉課が収受した場合、当月1日から適用。
(例：6月15日までに収受 → 7月1日から適用)
- ・年度当初(4月)のみ、前年度の実績等が算定要件となっている加算(基本報酬)について、
4月15日までに収受した場合、4月1日から適用。
(詳細は、スライド5「前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算」を参照。)

前年度実績等に基づき決定される報酬区分及び加算

報酬・加算名	行動支援	同行支援	重度訪問介護	居宅介護	療養介護	生活介護	施設入所支援	機能訓練	生活訓練	宿泊型自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立生活援助	共同生活援助	地域移行支援
基本報酬算定区分											○	○	○	○	○		○
移行準備支援体制加算											○						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算						○	○	○	○	○	○	○	○			○	
重度者支援体制加算												○	○				
重度障害者支援加算（Ⅰ）							○										
就労移行支援体制加算						○		○	○			○	○				
就労定着実績体制加算														○			
就労支援関係研修了加算											○						
人員配置体制加算					○	○											
地域移行支援体制強化加算										○							
通勤者生活支援加算										○						○	
特定事業所加算	○																
目標工資達成指導員配置加算													○				
夜勤職員配置体制加算							○										
夜間支援等体制加算										○						○	

- ・ 新規指定及び年度途中で指定された就労継続支援 B 型事業所については、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月までの間、支援の提供を開始してから6月間における平均工賃月額に応じて、基本報酬を算定することが可能。

(例1：4月1日新規指定事業所 → 4～9月の平均工賃月額による基本報酬に係る届出を10月15日までに収受 → 10月1日から翌年の3月31日まで変更後の区分が適用される。)

(例2：8月1日新規指定事業所 → 8～1月の平均工賃月額による基本報酬に係る届出を2月15日までに収受 → 2月1日から翌々年の3月31日まで変更後の区分が適用される。)

(2) 加算の取下げ等

加算を取下げるとは、算定される単位数が減る場合は、事後の変更届出書の提出が必要。

(例)

- ・ 重度障害者支援加算の算定を取りやめる場合
- ・ 送迎加算の区分をⅠからⅡへ変更（単位減）する場合
- ・ 就労継続支援B型の人員配置区分をⅠ型からⅡ型へ変更（単位減）する場合。
- ・ 人員欠如減算などの各種減算を適用する場合。

届出期限

- ・ 事実発生時点から10日以内まで。（目安）

（例：減算事実発生（6月2日） → 6月11日に提出）

※加算と異なり、事実発生日から減算が適用される点に注意

（6月10日に事実発生→6月11日に提出→6月10日から減算適用…○）

（6月10日に事実発生→6月11日に提出→7月1日から減算適用…×）

2 その他報酬に関わる届出書

(1) 利用日数特例に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書

利用日数特例を受ける場合に必要となる届出書。

年度毎に、対象期間の前月末日までに保健福祉事務所に提出。

《利用日数特例》

対象期間内の利用日数の合計が「原則の日数（月－8日）」の総和の範囲内である場合、月によって原則の日数を超過しても可とする。

(具体例)

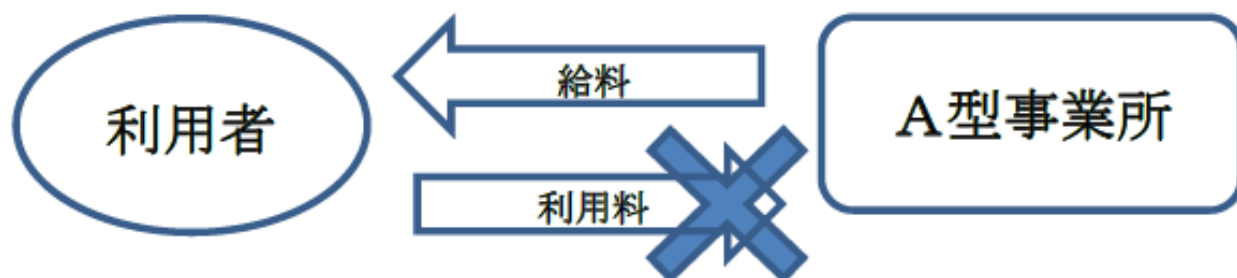
年間利用日数 270 日の範囲内であれば、6月に 30 日間利用できる。

(特例を適用しない場合、6月に利用できる日数は 22 日間となる。)

(2) 就労継続支援A型事業利用者負担減免措置届出書

就労継続支援A型事業において、利用者のサービス利用料を事業所が負担するための届出。

適用の前日までに障がい者支援課に提出。



Ⅱ 加算等届出に関する注意事項について

Ⅱ 加算等届出に関する注意事項

1 届出時に必要となる書類について

①加算に関する届出をする際に、必ず提出が必要になるもの。

- ・ 変更届出書（様式第2号）
- ・ 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第5号）
- ・ 介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表（様式第5号別紙1）
- ・ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）

※提出時に御確認いただき、不足書類等があれば整備した上で提出してください。

②取得（区分変更）する加算に応じて、①に加えて提出が必要になるもの。

（例）

- ・生活介護事業所が送迎加算に係る届出を提出する場合
 - 送迎加算に関する届出書（加算別紙 8 - 1）
 - 送迎加算算定表（加算別紙 8 - 2）
- ・就労継続支援 B 型事業所が福祉専門職員配置等加算に係る届出を提出する場合
 - 福祉専門職員配置等加算に関する届出書（加算別紙 1 - 1）
 - 資格証明書（区分Ⅰ又はⅡを取得する場合）
 - 勤続年数証明書（区分Ⅲを取得する場合）

※「各種報酬（加算）の算定に必要な届出書類一覧」を参考に、必要な書類が全て整備されていることを御確認いただいた上で、提出してください。

利用者数の取扱いについて

<p>利用者数</p>	<p>報酬算定上満たすべき従業員の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度の平均を用いる。 (毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度の平均を用いる。) ※療養介護等入所する施設は、入所等した日を含み退所等した日を含まない。</p>						
<p>新規指定 定員増 (就労定着除く)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="401 425 707 468">新規・定員増</td> <td data-bbox="707 425 1147 468">6か月</td> <td data-bbox="1147 425 1866 468">1年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="455 475 707 551">定員の90%(①)</td> <td data-bbox="707 475 1147 551">期間①の全利用者数の延数を 期間①の開所日数で除して得た数</td> <td data-bbox="1147 475 1866 551">直近1年間の全利用者数の延 数を開所日数で除して得た数</td> </tr> </table>	新規・定員増	6か月	1年	定員の90%(①)	期間①の全利用者数の延数を 期間①の開所日数で除して得た数	直近1年間の全利用者数の延 数を開所日数で除して得た数
新規・定員増	6か月	1年					
定員の90%(①)	期間①の全利用者数の延数を 期間①の開所日数で除して得た数	直近1年間の全利用者数の延 数を開所日数で除して得た数					
<p>新規指定 (就労定着)</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="401 596 823 639">新規</td> <td data-bbox="823 596 1224 639">6か月</td> <td data-bbox="1224 596 1866 639">1年</td> </tr> <tr> <td data-bbox="417 646 823 722">一体的に運営する施設の 6か月就労定着者数の70%(②)</td> <td data-bbox="823 646 1224 722">期間②の全利用者数の延数を 6(開所月数)で除して得た数</td> <td data-bbox="1224 646 1866 722">直近1年間の全利用者数の延数 を12(開所月数)で除して得た数</td> </tr> </table>	新規	6か月	1年	一体的に運営する施設の 6か月就労定着者数の70%(②)	期間②の全利用者数の延数を 6(開所月数)で除して得た数	直近1年間の全利用者数の延数 を12(開所月数)で除して得た数
新規	6か月	1年					
一体的に運営する施設の 6か月就労定着者数の70%(②)	期間②の全利用者数の延数を 6(開所月数)で除して得た数	直近1年間の全利用者数の延数 を12(開所月数)で除して得た数					
<p>定員減</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="455 768 707 811">定員減</td> <td data-bbox="707 768 1866 811">3か月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="455 818 707 893">定員減前の 利用者数実績(③)</td> <td data-bbox="707 818 1866 893">期間③の全利用者数の延数を 期間③の開所日数で除して得た数</td> </tr> </table>	定員減	3か月	定員減前の 利用者数実績(③)	期間③の全利用者数の延数を 期間③の開所日数で除して得た数		
定員減	3か月						
定員減前の 利用者数実績(③)	期間③の全利用者数の延数を 期間③の開所日数で除して得た数						
<p>定員超過減算</p>	<p>■定員超過減算の算定について、以下の利用者は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村が行った措置者。 ②「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」に該当する者。 ③災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取り扱われる入所者 ④就労継続支援B型利用のためのアセスメントを受ける利用者(就労移行支援) 						

定員規模別単価の取扱いについて

<p>定員区分</p>	<p>多機能型事業所等においては、実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の基本報酬を算定する。</p> <p>共生型障害福祉サービス事業所においては、実施する複数の障害福祉サービス及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の基本報酬を算定する。</p> <p>基本報酬算定上の定員数</p>
<p>多機能型等定員区分</p>	<p>各種加算について、事業ごとに算定要件を勘案するものについては、サービス種別ごと、またはサービス提供単位ごとの定員数として、加算を算定する。</p> <p>加算算定上の定員数</p>

(例)

生活介護(定員10人)、就労継続支援A型(定員10人)及び就労継続支援B型(定員30人)を提供する多機能型事業所

	生活介護 (定員 10 人)	就労継続支援 A 型 (定員 10 人)	就労継続支援 B 型 (定員 30 人)
定員区分 (基本報酬)	50 人 (41 人以上 60 人以下)	50 人 (41 人以上 60 人以下)	50 人 (41 人以上 60 人以下)
多機能型等定員区分 (加算)	10 人 (20 人以下)	10 人 (20 人以下)	30 人 (21 人以上 40 人以下)

多機能型等定員区分を用いる加算

生活介護 . . . 人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算
就労移行支援体制加算

施設入所支援 . . . 夜勤職員配置体制加算

自立訓練(機能訓練,生活訓練) . . . 就労移行支援体制加算

就労継続支援A型 . . . 重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算
賃金向上達成指導員配置加算

就労継続支援B型 . . . 重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算
目標工賃達成指導員配置加算

従業員の勤務形態について

常勤	勤務時間が事業所の定める勤務すべき時間数に達している。
非常勤	上記の勤務時間に達していない。
専従	勤務時間中にその職種以外の職務に従事していない。
兼務	勤務時間中にその職種以外の職務に同時並行的に従事している。
常勤換算方法	従業員の勤務延べ時間数を、常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法。

※常勤・非常勤は正規・非正規雇用とは関係ない

(生活介護・勤務形態一覧表抜粋)

職種	勤務形態	氏名	第1週						
			1	2	3	4	5	6	7
管理者	常勤・兼務	X	8	8	8	8	8		
サービス管理責任者	常勤・兼務	X	8	8	8	8	8		
生活支援員	常勤・専従	Y	8	8	8	8	8		
生活支援員	非常勤・専従	Z	5	5	5	5	5		

日中活動系サービスのサビ管と管理者は業務に支障がない範囲で兼務できる。

勤務先	職種	勤務形態	氏名	第1週						
				1	2	3	4	5	6	7
A事業所	生活支援員	非常勤・専従	W	5	5	5	5	5		
B事業所	生活支援員	非常勤・専従	W	3	3	3	3	3		

直接処遇職員が複数職種、複数事業所を勤務する場合、勤務時間を分けなければならない。

Ⅲ 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算の概要

対象となるサービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所
 重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練及び生活訓練）
 就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型（B 型は基準該当を含む）、共同生活援助

減算要件	減算期間	算定単位
<p>①指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点に留意すること。</p> <p>②指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催していない場合</p> <p>③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。</p> <p>④身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施していない場合。具体的には、研修を年 1 回以上実施していない場合。</p> <p>※②～④に係る経過措置は令和 5 年 3 月 31 日で終了しています。</p>	<p>要件が発生した翌月から改善が認められた月まで</p>	<p>利用者全員に 5 単位/日減算</p>